

記載例

③転勤等で新しい事業所で特別徴収を継続する場合

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

4 3 2 1

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け、新勤務先に送付願います。

異動届出書の提出先は給与所得者の一月一日現在の住所の市区町村です。ただし、令和5年度住民税の特別徴収の指定を受けている市区町村と翌年度の給与支払報告書を提出した市区町村が異なる場合は、両方の市区町村に提出してください。

一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

年度		※市役所処理欄	
1. 現年度	☐ 課税なし ☐ 普通徴収 ☐ 他処理済	☐ 新 ☐ リスト特・普(遅)/強制入力 ☐ 同封(給報・所在地・切替) ☐ 控 / 返送済 ☐ 納入書 / 送付済 ☐ 月割 / 連絡済	☐ 年特
2. 新年度			
3. 両年度			

草加市長 あて		所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号 123456	
令和 ××年 ○○月 △△日提出		フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		宛名番号 1	
(特別徴収義務者) 給与支払者		氏名又は名称 株式会社〇×商事		担当 所属 人事課人事労務係	
個人番号 又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		氏名 特徴 花子	
				電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線 (123)	

給与所得者	フリガナ	ソウカ イチロウ	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名	草加 一郎			
	生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日			
	個人番号				
	受給者番号	78910			
1月1日現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1		1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
異動後の住所	140,000 円	35,600 円	104,400 円	8 月 31 日	8 月末で退職する給与所得者が、9 月から新しい会社で特別徴収する場合

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を	
特別徴収義務者 指定番号	987654 (新規)	法人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
所在地	〒654-3210 〇〇県××市△△1-2-3	担当者連絡先	所属 庶務課社員係
フリガナ	マルバツフドウサン カブシキガイシャ	氏名	特徴 進
氏名又は名称	〇×不動産 株式会社	電話	111-111-1111 内線 (222)
新しい勤務先		受給者番号	9 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
		納税(新規)	要否 (記載) 1 右から記号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。	
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と) 円
		月 日	円

3. 普通徴収の場合		退職者情報欄	
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	退職した年までの1月 から退職時までの 給与支払額	控除社会保険料額
		1,200,000 円	60,000 円
		退職手当等の額 (支払予定額)	勤続年数
		1,000,000 円	5 年

【提出先】〒340-8550 埼玉県草加市高砂1丁目1番1号 草加市役所 総務部 市民税課